

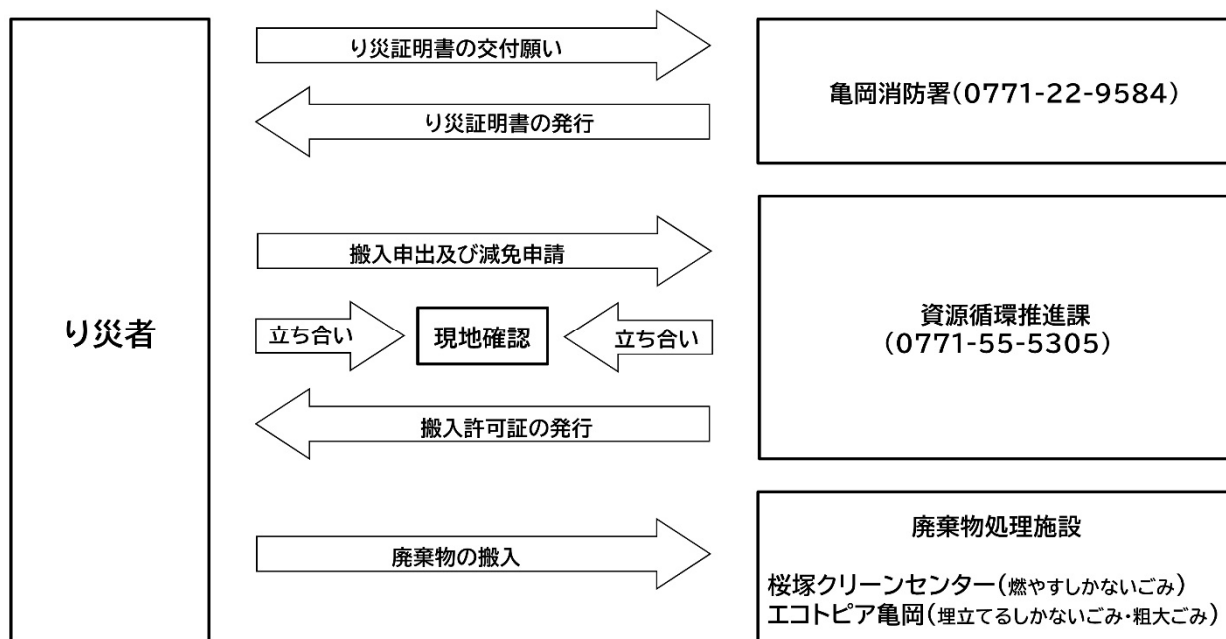
火災に遭われた場合の廃棄物(火災ごみ)の 取り扱いについて

亀岡市内の一般住宅が火災に遭われた場合、火災により生じた一般廃棄物は、処理手数料を減免して受け入れることができます。

ただし、火災ごみを建設業許可業者や解体工事登録業者が撤去解体した場合、用途にかかわらず元請業者を排出責任者とする産業廃棄物になるため、市に搬入できませんので法令に従い適切な処分をお願いします。

また、自力解体・撤去の場合であっても、アスベスト(石綿)が含まれている可能性がある場合は、含有建材の事前調査が必要です。調査の結果、アスベスト(石綿)有りの場合は市に搬入できません。

○搬入までの流れ



1 搬入相談

お問い合わせ先 資源循環推進課 電話番号 0771-55-5305

2 現地調査

(1)確認の際は、り災者または、代理人(親族等)の立会いが必要になります。

(2)廃棄物の状況を確認し、受け入れ対象であるか否かをお伝えさせていただきます。また、廃棄物の状況を写真撮影させていただきます。

3 搬入申請

現地調査を行った担当者へ下記の書類を提出してください。

(1)り災証明書(消防署が発行したもの、コピー可)

(2)一般廃棄物搬入申出書兼手数料減免申請書(搬入車台数、車両番号等の情報が必要です)

4 許可証の交付

申請をいただき、基準に照らし審査を行った後、許可証を交付します。

許可証の交付にかかる期間は、おおよそ 10 日間程度です。

5 廃棄物の分別

現地調査時の説明や「亀岡市のごみの分け方・出し方(保存版)」に基づき、廃棄物を搬入施設毎、ごみの種別毎に搬入できるよう分別を行ってください。

6 搬入方法

(1)事前に搬入する日時を施設に電話連絡してください。

火災ごみの搬入の可否については「○搬入できるもの」、「○搬入できないもの」をご確認ください。

●燃やすしかないごみ※1の搬入先

桜塚クリーンセンター

所在地:亀岡市東別院町小泉桜塚 6-6

電話番号:0771-27-3355

搬入曜日:月曜日～金曜日

搬入時間:午前 8 時 30 分～11 時 30 分 午後 1 時 00 分～4 時 30 分

※1 目安として指定ごみ袋に入るサイズ程度のもので、大きいものは縦横 50 cm以下に裁断されたもの、長いものは 50 cm以下、太さ 10 cm以下のものに限りです。

それ以上の大きさ、長さの物は粗大ごみとしてエコトピア亀岡に搬入してください。

(「亀岡市のごみの分け方出し方(保存版)」3 ページ参照)

●埋立てるしかないごみ及び粗大ごみの搬入先

エコトピア亀岡

所在地:亀岡市東別院町大野法華 1

電話番号:0771-27-2123

搬入曜日:月、火、木、金曜日

※ 毎週水曜日は埋立てるしかないごみの搬入日で場内が込み合うため、受け入れできません。

搬入時間:午前 9 時 00 分～11 時 30 分、午後 1 時 00 分～4 時 00 分

※ 火災ごみは一般持込ごみと比べ、搬入量が多くなることから、一般の受付時間と異なるためご注意ください。

7 注意事項

(1)搬入は、り災者本人、親族または、亀岡市の一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。

※ 自治会、町内会、消防団等のボランティアによる搬入は可。

(2)ごみの種類や形状によって、施設や場内の荷下ろし先が異なるため、事前に「亀岡市のごみの分け方・出し方(保存版)」に基づき分別し、ごみの種類ごとに持ち込んでください。

(3)搬入時には許可証を必ず提示してください。

(4)搬入できるものは、現地確認ができた熱焼損、水損した家財類等の一般廃棄物の火災ごみで、解体済み等で現状保存ができていないものや、市の処理施設で適正処理ができないものは搬入できません。

(5)住宅が対象であるため事業所、店舗、工場、倉庫や蔵等の火災ごみは搬入できません。

※ 店舗併用住宅の場合は、店舗部の火災ごみは搬入できません。

※ 事業系一般廃棄物で受入基準を満たすものは、搬入できますが減免の対象にはなりません。

→ 事業系一般廃棄物の受入基準(※分別されていないものは一切受け入れできません)

・紙類、長さ 50cm太さ 10cm以下の木類

(6)荷下ろしは各施設、各置き場にてご自身でお願いします。

(7)被災地以外で発生した廃棄物、また、搬入基準を遵守されていないと認められる場合は、搬入をお断りする場合があります。

(8)必ず「亀岡市のごみの分け方・出し方(保存版)」をご確認いただき、不明な時は事前にお問い合わせください。

○搬入できるもの

分別されていないものは受け入れできません

- (1)燃やすすかないごみ(「亀岡市のごみの分け方・出し方(保存版)」3 ページ参照)
熱焼損、水損した衣類、家財類等(目安として指定ごみ袋に入るサイズ程度のもの)
- (2)埋立てるしかないごみ(「亀岡市のごみの分け方・出し方(保存版)」4 ページ参照)
1 辺を 50 cm以下に切断してください
火がかぶった瓦(こぶし大に割ったもの)
- (3)粗大ごみ(「亀岡市のごみの分け方・出し方(保存版)」15、16 ページ参照)
熱焼損、水損した家財類(目安として指定ごみ袋より大きなサイズのもの)
注)火災の影響で焦げた木製柱類の受入基準
 - ・直径 10 cm未満で長さ 1.5m 以下のもの
 - ・直径 10 cm以上 20 cm未満で長さ 1.0m 以下のもの
 - ・直径 20 cm以上 30 cm未満で長さ 50 cm以下のもの※必ず金具類(ボルト、接続金具等)を取り除いてください。

○搬入できないもの

- (1)亀岡市では取り扱えないごみ
「亀岡市のごみの分け方・出し方(保存版)」を確認ください。
- (2)処理困難物
例:消火器、太陽光パネル、ピアノ、ガスボンベ(LPガス)、耐火金庫、オイルヒーター、ドラム缶、ウォーターベッド、石、土砂、灰、薬品、液状及び泥状のもの(廃油、塗料等)、有害物質を含むもの等
- (3)建築廃材等
例:柱(金属製)、鉄骨、鉄筋、壁土、アルミサッシ、浴槽、エコキュート、給湯器、ボイラー、ガラス、コンクリート、レンガ、アスファルト、石膏ボード、スレート等アスベスト含有建材、断熱材等
グラスウール、シャッター、庭石、灯籠、金網フェンス等
- (4)自動車及び自動車部品
例:自動車、オートバイ、原動機付自転車、エンジン、タイヤ等
- (5)農業廃棄物
例:農業機械、農機具、廃油、廃農薬、汚泥、農薬缶、農薬びん、肥料、あぜシート、マルチシート、ハウス用パイプ等
- (6)家電リサイクル法等に該当する家電
例:冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、エアコン、クーラー、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンのブラウン管モニター等
- (7)産業廃棄物
例:がれき類(建物を壊した時に出土コンクリート塊、レンガ破片等)等